

公共施設（（元）社会福祉協議会）を有効活用する事業者の募集について

■ 今般津久見では、新規創業、雇用促進等、地域経済活性化につながる事業、地域振興や住民福祉の向上に寄与する事業、サテライトオフィス等県外市外からの事業者誘致を目的として、（元）社会福祉協議会施設を有効活用し事業を営む事業者（個人・法人・組合等）を募集します。**※別添の事業者募集要項、公募型プロポーザル実施要領参照**

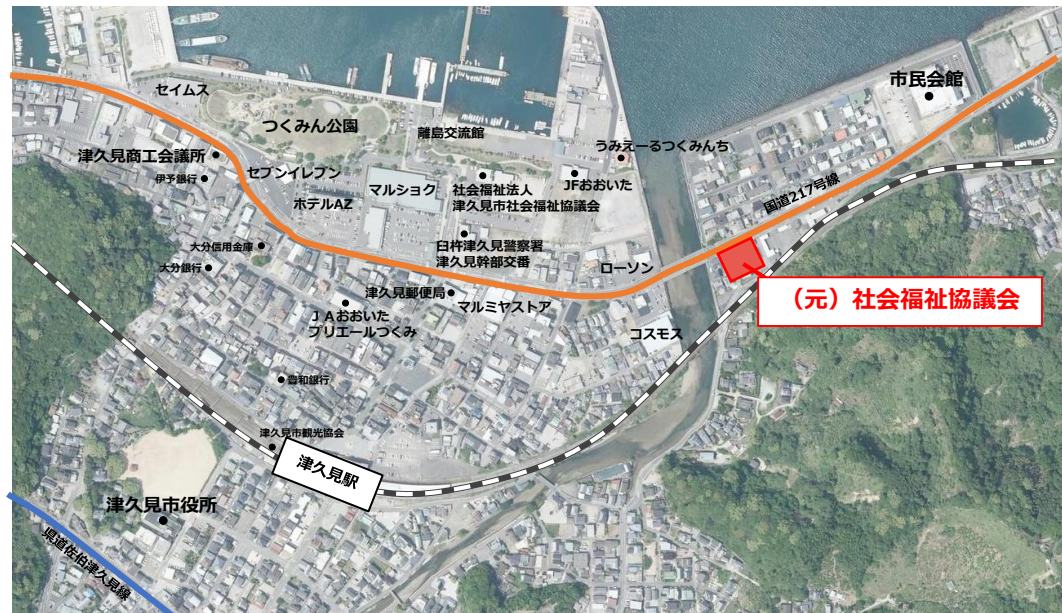
- 新たな雇用創出、観光産業の育成、教育の振興、福祉・子育て支援、市中心部の活性化など複合的な効果が期待される事業
 - スポーツ・文化・まちづくり団体等の拠点施設として、地域振興や住民福祉の向上に寄与する事業
 - 県外市外からのサテライトオフィス等の誘致や、地方での新規創業等へのチャレンジなど、移住・定住促進につながる事業
 - 外国人材を含め、若年者・女性雇用等の促進に寄与する事業 など
- ※貸付料：1,014,000円/年（ただし、公共団体又は公共的団体における、公共用・公用又は公益性が高い事業には減免規定あり）**

施設の概要

名 称	所在地 (土地の表示)	建築年月日	建物構造
(元) 社会福祉協議会	津久見市大字 津久見浦字福 3825番地97	昭和53年 3月6日	鉄筋コンクリート 造平屋建て
建物面積 (延床)	総面積 (駐車場含む)	用途区域	周辺情報
272.00㎡	985.33㎡	近隣商業地域	● JR津久見駅から徒歩5分 ● 北側：国道217号線（幅員18m） ● 周辺に、コンビニ、スーパー等が立地

(参 考)
☆ 見学を希望する事業者は、問合せ先に連絡願います。現在、賃貸している事業者と調整し、職員が立会いの上、詳細な説明を行います。連絡をお待ちしています！

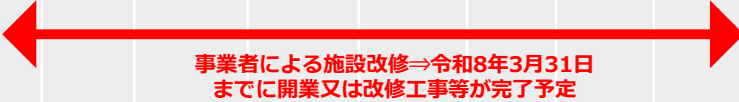
周辺の地図



事業者の募集及び選定方法

■ 下記のフロー図のとおり、参加表明・施設見学⇒事業計画書⇒プロポーザル審査⇒事業者の決定といった手順で進め、その後、事業者による施設改修等を実施し、
原則として令和8年3月 31日までの開業又は改修工事等が完了予定⇒5年以上10年以内の事業継続となります。

審査⇒開業までのスケジュール		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●（元）社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者選定における公募型プロポーザルの実施		参加表明 質問受付 施設見学	事業計 画書 受付	審査・ 事業者 決定							
●プロポーザルにおいて選定された事業者による施設改修⇒開業（原則として令和8年3月31日までの開業又は改修工事等が完了予定）											



津久見市創業支援事業補助金について

○対象業種 個人や法人、組合が、総務省が定める日本標準産業分類のうち下記に定める業種の事業を市内で営むもの。
D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業(中分類43～45、47・48)、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Rサービス業(中分類88～92) ※対象業種は、日本標準産業分類によるもので英記号は大分類、数字は中分類を示す。

○補助対象者の要件 ～抜粋～
○創業後**3年以上事業を継続する予定**である者 ○市税等に滞納がない者
○個人においては、創業後に**市内に3年以上住所を有する予定**である者
○法人等においては、創業後に**市内において3年以上事業所を置く予定**である者
○**津久見商工会議所の会員または創業後に会員となることを予定**している者
○**特定創業支援等事業による支援を受けている、または受けることを承諾**する者
○許認可等が必要な事業の創業については、許認可等（予定）を受けている者
○過去にこの要綱に基づく補助金または市から同様の補助金等の交付を受けていない者

補助対象経費		補助率	限度額
事業所の開設等に係る経費(事業の用に供するものに限る。)	1店舗等の新築および改修費(外構工事等を含む。) 2什器備品および設備費 (車両については、対象業種のうち、特殊車両または特種用途自動車等における事業の用に供するものに限る。) ※消耗品費および美術品、骨董品等の価額の判断において専門的な知見を要するものにかかる経費を除く。	補助対象経費の額の3分の1以内 ただし、 重点創業の場合は、2分の1以内	50万円
事業の運営に係る経費	1広告宣伝費 (パンフレット、ホームページ製作費等) 2販売促進等に係る費用 (新商品開発、販路拡大等)		

【問合せ先】〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号
津久見市商工観光・定住推進課 商工観光班
Tel. 0972-82-9542(直通) Fax 0972-82-9520
E-mail : tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp